資料５－２

北海道青少年健全育成条例の改正状況（H25.12.20改正以降）

● 平成25年12月20日公布（平成26年４月１日施行） 【５年ごとの見直し改正】
○ ①下限年齢の撤廃、②フィルタリングの義務化、③場所の提供等の禁止行為に指定薬物の使用を追加、④個室等への立入制限（努力義務）について改正
○ 条例解説本を作成・配布（平成26年６月）

● 平成26年10月14日公布（平成26年11月25日施行）
○ 場所の提供等の禁止（改正）
改正薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の施行（平成26年11月25日）に伴い、関係条文の文言を整理した。

北海道青少年健全育成条例第40条第５号
旧：薬事法（昭和35年法律第145号）第２条第14項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為
新：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に規定する指定薬物をみだりに指定する行為

※「薬事法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例」にて一括改正（保健福祉部担当）

● 平成27年７月21日公布（平成27年９月１日施行）
○ 場所の提供等の禁止（改正）
北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）の制定に伴い、規制対象行為として、「北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第２条第１号に規定する危険薬物をみだりに使用する行為」を追加した。

北海道青少年健全育成条例第40条第５号
旧：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に規定する指定薬物をみだりに指定する行為
新：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第15項に規定する指定薬物又は北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第２条第１号に規定する危険薬物をみだりに使用する行為

※北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例の附則により改正

● 平成30年３月30日公布（平成30年３月30日施行）
○ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書面の交付義務等（改正）
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に鑑み、携帯電話端末等に係るフィルタリングソフトウェアの利用促進のための措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、所要の改正を行った。

● 令和元年10月16日公布（令和２年１月１日施行） 【５年ごとの見直し改正】
○ ①児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（新設）、②有害図書類の販売等の禁止等について改正
○ 条例解説本を作成・配布（令和２年１月）

● 令和６年３月29日公布（令和６年４月１日施行）
○ 成年擬制の廃止
○ 北海道青少年健全育成審議会の廃止（こども施策審議会に統合）

● 令和６年12月27日公布（施行日未定）
○ プロバイダ責任制限法の改正に伴う規定の整備
○ 少年の補導に関する事務に従事する警察職員に係る文言の整理